

38. (Gno.84) ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究

代表：滝沢 誠

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

【研究の目的】

わが国では母法であるドイツ法を対象とする比較法研究は積極的に行われてきたが、それを継受した国家間のいわば横の関係での比較法研究は積極的に行われてこなかった。刑事法学が対処すべき共通の現象のいくつかを対象とし、ドイツ法を継受したわが国、中国、韓国、台湾等の諸外国間の比較法研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2020 年度は、ドイツ法を継受したわが国、台湾等の諸外国の法制度につき、メンバー個人が各自の研究テーマに即した比較法研究を各自で実施し、この成果の一部を公表する機会として、ドイツ、わが国、台湾の法制度をトリラテラルに比較検討するコロキウム (「台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域での最近の諸問題」) を 2020 年 11 月 24 日から同月 26 日まで中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて開催する準備を行ってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンラインでの実施も模索したが、台湾及びドイツ両国との間に時差があることからコロキウムの開催・運営が複雑となることから、2021 年 3 月 16 日から 18 日に実施日時を延期し、引き続き実施の準備を行ってきた。しかし、延期後の実施についても、新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢が好転しなかったことから、やむを得ず、実施を取りやめ、2022 年度以降に実施を延期することとし、引き続き準備を行っている。

刊行物

2020 年には、以下の図書がドイツにおいて公刊された。

Jiuan-Yih Wu/Makoto Ida/Robert Esser/Arndt Sinn (Hrsg.), *Universelles und Kulturbedingtes im Strafrecht. Erstes Taiwanesisch-Japanisch-Deutsches Strafrechtsforum Kaohsiung 2018, 2020*, Verlag Dr. Kovač, 190 S.

また、同書には、3 名のメンバー全員の論文が掲載されている。

Makoto Ida, *Das japanische Strafrecht im Spannungsverhältnis zwischen dem Universallen und dem Kulturbedingten*, S. 75 - 86.

Makoto Tadaki, *Medizinischer Behandlungsabbruch in Japan*, S. 127 – S. 139.

Makoto Takizawa, *Universale Tendenz zur Einflussnahme des Verletzten auf das Strafverfahren und die Formen seiner aktiven Teilnahme am prozesskulturbedingten Hauptverfahren*, S. 141 – S. 153.